

- ・整理資源に係る退職給付引当金
国家公務員共済年金のうち整理資源に係る引当金としては、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

- ④ その他財務書類作成のために基本となる重要な事項
＜消費税等＞
税込方式によっている。

- (2) 重要な会計方針の変更
従来、徴収決定時に収入計上していた保険料収入について、本年度より3月分（翌年度徴収決定分）の保険料収入を資産計上するよう会計処理を変更した。
この変更により前年度の財務書類に与える影響は以下の通りである。
貸借対照表において、未収保険料が4,822百万円増加するとともに、資産・負債差額が同額増加している。
また、資産・負債差額増減計算書において、保険料収入が134百万円減少している。

(3) 追加情報

- ① 出納整理期間
出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

- ② 財政法第44条の資金の名称、根拠法令及び内容

資金名	根拠法令	内容
積立金	船員保険特別会計法 第15条	決算上の剰余金を積み立てるために設置。

- ③ 業務費用計算書における収益の計上
「退職給付引当金」において、退職給付引当金の戻入益106百万円が計上されている。

- ④ 各財務書類における表示科目の説明

＜貸借対照表＞

- ・「現金・預金」には、当該年度末における支払元受高たる現金と決算剰余金と財政融資資金預託金との合計額を計上している。
- ・「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・「未収保険料」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・「未収収益」には、財政融資資金預託金に係る未収利息を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険料を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、国有財産台帳に記載されている土地の価格を計上している。
- ・「立木竹」には、国有財産台帳に記載されている立木竹の価格を計上している。

- ・ 「建物」には、国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・ 「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・ 「物品」には、取得価額 50 万円以上の機械器具等の重要物品について、定額法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・ 「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアに係る資産と国有財産台帳に記載されている温泉利用権に係る無形固定資産の価格の合計額を計上している。
- ・ 「出資金」には、年金資金運用基金に対する出資額を計上している。
- ・ 「支払備金」には、当該年度末における保険給付費の支払未済額を計上している。
- ・ 「未払金」には、当該年度末における人件費及び恩給負担金の未払額を計上している。
- ・ 「前受金」には、保険給付の費用に充てるための国庫負担金の受入超過額を計上している。
- ・ 「賞与引当金」には、期末手当及び勤勉手当のうち当期負担額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金及び整理資源に係る引当金を計上している。

<業務費用計算書>

- ・ 「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・ 「賞与引当金繰入額」には、賞与支給見込額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「保険給付費」には、疾病保険給付費、失業保険給付費、年金保険給付費に係る保険給付のため支出した額を計上している。
- ・ 「老人保健拠出金」には、老人保健法の規定による医療費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・ 「退職者給付拠出金」には、国民健康保険法の規定による療養給付費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・ 「介護納付金」には、介護保険法の規定による介護給付費納付金を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する補助金等を計上している。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・ 「厚生保険特別会計年金勘定への繰入」には、厚生保険特別会計から支出される昭和 61 年 4 月 1 日前に受給権の発生した船員保険職務上年金に相当する財源を厚生保険特別会計へ繰り入れた額を計上している（国民年金法等の一部を改正する法律（昭 60 法 34）附則第 89 条）。
- ・ 「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
- ・ 「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産に係る減価償却費を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。
- ・ 「資産処分損益」には、たな卸資産、固定資産に係る処分損益を計上している。